慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	評価規約の規定要因 : 米山学説 (1)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual view of earnings : case of Yoneyama theory (1)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2020
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.63, No.5 (2020. 12) ,p.55- 70
JaLC DOI	
Abstract	評価規約を規定する要因としては，計算対象，計算方式，および計算対象と計算方式との関係の三者を本稿は想定しているが，この枠組によれば，米山学説の場合，計算対象に関しては事業資産・金融資産分類，計算方式に関しては配分・評価分類，そしてその両分類の関係としては配分・評価分類を規準にして事業資産・金融資産分類を再構成するという上位・下位関係性という特質が指摘できよう。 その概要を本号および次号において紹介する。しかし，このうち配分・評価分類については，その内容が，必ずしも一義的ではない。すなわち，損益計算要素の数あるいはフローとストックとの関係といった計算方式の属性の側面のみならず，計算方式に関する計算目的の側面にもかかわっているようである。そこで，後者の側面，および両分類の関係の紹介は，次号に譲ることにする。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20201200-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第63巻第５号
2020 年 12 月

2020年８月28日掲載承認

評価規約の規定要因

―― 米山学説（１）――

笠　井　昭　次

＜要　　約＞

評価規約を規定する要因としては，計算対象，計算方式，および計算対象と計算方式との関係の三者を本稿は想定しているが，この枠組によれば，米山学説の場合，計算対象に関しては事業資産・金融資産分類，計算方式に関しては配分・評価分類，そしてその両分類の関係としては配分・評価分類を規準にして事業資産・金融資産分類を再構成するという上位・下位関係性という特質が指摘できよう。

その概要を本号および次号において紹介する。しかし，このうち配分・評価分類については，その内容が，必ずしも一義的ではない。すなわち，損益計算要素の数あるいはフローとストックとの関係といった計算方式の属性の側面のみならず，計算方式に関する計算目的の側面にもかかわっているようである。そこで，後者の側面，および両分類の関係の紹介は，次号に譲ることにする。

＜キーワード＞

事業資産・金融資産分類，実物資本・擬制貸付け資本分類，斎藤学説，米山学説，石川学説，笠井学説，投資に寄せられた期待に基づく資産分類，成果の捉え方に関する資産分類，「事業資産」・「金融資産」分類，配分・評価分類，二面的損益計算形態，一面的損益計算形態，フロー起点方式，ストック起点方式

既に取上げた斎藤学説の処理方式は，［(事業資産・金融資産分類 ⇔ 配分・評価分類) → 評価規約］(⇔：同位関係）とでも定式化できると思われるが，そこでは，会計の計算目的は企業価値評価にではなくあくまで損益計算にある，ということを前提に据えつつ，①企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産という資産分類を会計に導入したこと，しかも，②その事業資産・金融資産分類を他方の配分・評価分類と同格的に導入したこと（換言すれば，配分・評価分類との根本的な相違をさして勘案することなく，いわばそのまま導入したこと）というふたつの特質が見出されるのである（配分・評価分類についても，問題がないわけではないが，諸学説の巨視的な関係を理解するためには，ここでは，当面，その点は度外視して，議論を進めることにする)。

しかしながら，正にそのことに起因して，斎藤学説は，説明理論としては，致命的な欠陥を内蔵することになり，理論的に綻びをみせてしまったように筆者には思われるのである。したがって，会計理論としては，その是正が図られなければならないが，その是正の方途としては，大別して，ふたつの道があると思われる。ひとつは，②に着目した是正であり，事業資産・金融資産という資産分類の会計への導入（つまり①の面）は基本的に是認しつつ，ただ，配分・評価分類と同格的に導入したことを問題視する立場である。その場合には，事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との調整が不可欠になる。本稿が取上げている学説によって想定されていると思われる理解によれば，結果的には，配分・評価分類に合わせる形での事業資産・金融資産分類の再構成が，なされることになるのである。すなわち，配分・評価分類と事業資産・金融資産分類とが，斎藤学説では同格的に位置づけられ，いわば同位関係とでもよばれるべき関係にあったのに対して，この立場では，実質的にみて，配分・評価分類を上位概念，事業資産・金融資産分類を下位概念とみなしつつ，いわば上位・下位関係とでもよばれるべき，規定・被規定の関係として構成されているわけである。

それに対して，もうひとつの道は，①に着目して，企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産という資産分類自体の会計への導入を問題視する立場である。この立場によれば，事業資産・金融資産とは別の資産分類が，構想されなければならないが，本稿で想定しているのは（本稿で取上げる学説において想定されているのは），損益の産み方の相違をメルクマールとした実物資本・擬制貸付け資本分類（基本的には，価値生産活動にかかわる資産と，資本貸与活動にかかわる資産とを識別する分類）に他ならない。

前者の道を辿ったのが米山学説，後者の道を目指したのが石川学説および笠井学説であると筆者は考えている。ただし，米山学説および石川学説みずからが，自己の学説をそのように位置づけているわけではない。結果として形成されている具体的内容から推察すれば，そのように位置づけられるのではないかと筆者が想定しているにすぎない。この点には，くれぐれも留意されたい。

なお，上記の３分類について，大雑把に言って，事業資産・金融資産分類および実物資本・擬制貸付け資本分類を計算対象に関する類別，そして配分・評価分類を計算方式の類別とみれば，後者の道は，計算対象の類別に関する是正の方途であるのに対して，前者の道は，計算対象と計算方式との関係づけに関する是正の方途と言ってよいであろう。

以上で述べたことを纏めれば，図表１のようになろう。

このような理解のもとに，本稿では，米山学説を取上げることとしたい。

Ⅰ　米山学説の概要

（１）米山学説の全体像

このⅠでは，米山学説を概観するが，まず，筆者が想定する米山学説の全体像を，斎藤学説との関係において粗描することにしたい。その点については，米山学説の会計に関する基本的な考

＜図表１＞

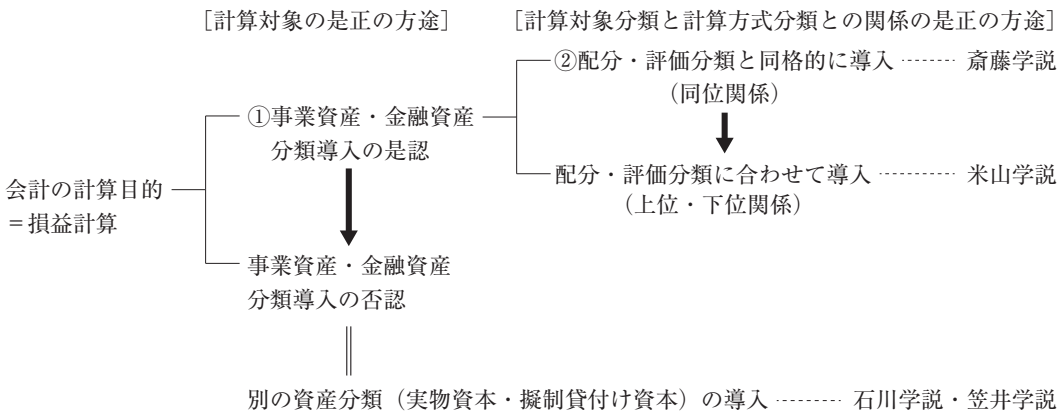

え方を述べた米山［2003］の「第１章　期待にもとづく業績評価」が参考になるが，そこでは，まずもって，「利益計算に係る現行ルールはさまざまな形で特徴づけられるが，……（中略）……何を期待した投資なのかに応じて成果のとらえかたも違ってくる点が重要な特質と考えられる」（米山［2003］２ページ，傍点は笠井が付した）と述べている点に，注目しなければならない。すなわち，傍点部分で示したように，「何を期待した投資」なのかということが，「成果の捉え方」を規定するというのである。そうであれば，「何を期待した投資」なのかに関する類別，および「成果の捉え方」に関する類別が，問われなければならないが，その点については，以下のように主張されている（米山［2003］２～３ページ，一重下線，二重下線，波線，点線，および傍点は笠井が付した）。

> 伝統的な理解によれば，企業が行う投資はのれんの獲得や実現を期待して行うものと，のれんの獲得を目指さず，もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うものに大別される。これらふたつのうち，のれんの獲得と実現が期待される場合には原価配分（期間配分）のスキームが採られ，それが期待されない場合には価値評価（時価評価）のスキームが採られることになっている。

ここでは，会計には，「投資に寄せられた期待」に基づく分類（資産分類）と，「成果の捉え方」に関する分類（資産分類）というふたつの分類が存在すること，およびそのふたつの分類（資産分類）には特定の対応関係が存在すること，の２点が主張されている。こうした見方が，伝統的理解と言ってしまってよいのかについては，問題なしとしないが[1)]，当面，それはさて措き，

1)「のれんの獲得や実現を期待して行うもの」と「のれんの獲得を目指さず，もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」という資産分類を，米山［2003］は，伝統的理解に基づいているとしているが，まず，この点に関する筆者の違和感についてふれておこう。すなわち，伝統的な理解と言えば，常識的には，取得原価主義会計論が想起されようが，この取得原価主義会計論の論理をもっとも精錬化したのは，価値生産活動［G－W－G′］から導出された貨幣資産・費用性資産分類に依拠した理論体系であると筆者は考えて↗

とりあえず，米山［2003］の論理を辿ることとしたい。そこで，まず，このふたつの資産分類の内容が問われなければならない。

（ｉ）投資に寄せられた期待に基づく資産分類

まず第１の「投資に寄せられた期待」に基づく分類（資産分類）においては，「のれんの獲得や実現を期待して行うもの」（一重下線部分）と「のれんの獲得を目指さず，もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」（二重下線部分）とに分別されている。この両カテゴリーについては，米山学説では，その名称は，特に与えられていない。たしかに，この両者の区分としては，「のれんの獲得・実現」に関する期待の有無と，時価変動差額の獲得の期待の有無というふたつの異なるレベルのメルクマールが混在しており，その性格は，曖昧模糊としている。しかしながら，こうしたカテゴリーが現に認められているいじょう，理論的検討の対象にせざるを得ない。そうであれば，たとい仮称ではあっても，何らかの名称を付与しておかなければならない。そこで，ここでは，時価変動差額の獲得の期待というメルクマールは一方のカテゴリーにしかかかわっていないこと（つまり，両カテゴリーを識別するメルクマールとしては問題があること），および，米山学説自体が両カテゴリーの相違を，「のれんの獲得と実現」の期待の有無（傍点部分）に求めていること，の２点を勘案して，一方の＜のれんの獲得・実現を期待して行なうもの＞を，カッコを付して「事業資産」，他方の＜のれんの獲得・実現を目指さず，時価変動差額の獲得を期待して行なうもの＞を，カッコを付し「金融資産」と表記することにする。

もちろん，事業資産・金融資産という資産分類は，斎藤学説において採用されたものであるが，そこでは，もっぱら主観のれんの有無というメルクマールにより分別され，したがって，具体的には，主観のれんのある事業資産には，機械・製品等が，そして主観のれんのない金融資産には，売買目的有価証券のみならず，割引債等の満期保有目的金融資産も含まれていた。それに対して，米山学説では，「金融資産」という概念は，「のれんの獲得・実現を目指さないこと」という属性のみならず，「市場価格の有利な変動を期待すること」という属性が，追加されている。そのように概念の内包が，異なってしまったのである。そのため，外延にも相違が生じ，割引債等（満期保有目的金融資産）は，金融資産項目から除外され，「事業資産」項目に帰属させざるを得ないことになってしまったのである。その関係を示せば，図表２のようになる。

以上のように，内包・外延共に異なっているので，米山学説では，事業資産・金融資産という用語を用いることはできなかったのかもしれないが，斎藤学説との比較において，米山学説の本質を検討するためには，名称を与えておくことが必要なので，ここでは，米山学説における「投資に寄せられた期待」に基づく二項対立については，上記のように，「事業資産」・「金融資産」という用語を用いることにする。

以上のように，米山［2003］によれば，投資の期待としては，「のれんの獲得・実現を期待す

↘ いる。そうした見方に基づくかぎり，米山学説において本文で説かれたような，主として，のれん獲得の期待をメルクマールにしたこうした資産の類別が，伝統的理解と言ってしまってよいのかには，問題なしとしない。しかし，この点は，ここでは，無視しておこう。

＜図表２＞

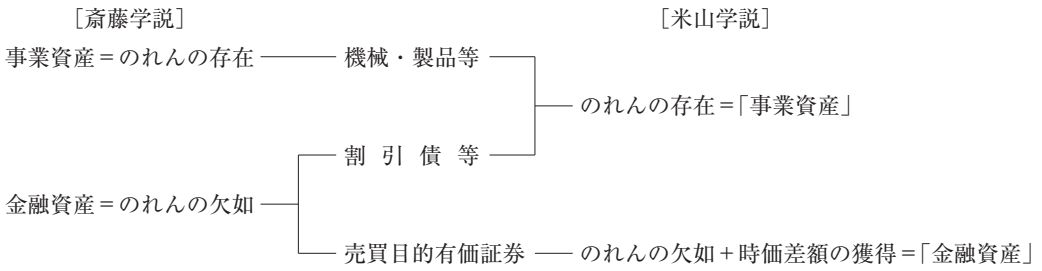

るもの」と「のれんの獲得を目指さず，時価変動差額の獲得を期待するもの」とのふたつが識別できるのだが，このように，「どのような期待が寄せられるのかに応じて，採用される業績評価のしくみ」（米山［2003］４ページ）も異なってくる。この業績評価の仕組を，ここでは計算方式ということにするが，そうした計算方式としては，のれんの獲得・実現が期待される場合には原価配分のスキームが，他方，それが期待されない場合には価値評価（時価評価）のスキームが採られることになる。

そこで，次に，もうひとつの分類（資産分類）である原価配分のスキーム（波線部分）と価値評価（時価評価）のスキーム（点線部分）という二項対立を取上げなければならない。米山学説では，スキームという用語が付されているが，ここでは，その用語にはこだわらないことにする。

（ii）成果の捉え方に関する資産分類

この配分・評価という分類によれば，言うまでもなく，機械・製品等および割引債等（満期保有目的金融資産）は配分カテゴリーに，売買目的有価証券は評価カテゴリーに帰属することになる。その結果，米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類とは，その帰属項目が，まったく同じになったのである。その点，斎藤学説の場合には，図表３の（イ）に示したように，事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とには，その帰属項目に関して，ズレがあったが，米山学説の「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類とにおいては，その点は，図表３（ロ）に示したように，解消されたのである。

かくして，米山学説では，一方，「事業資産」と配分とが，他方，「金融資産」と評価とが，それぞれ一義的に結び付けられることになったのである。

ここで，冒頭の図表１に関して述べたことと多少重複するが，米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係を斎藤学説と比較することによって，米山学説の全体像を，筆者なりに粗描しておこう。

斎藤学説のように，ふたつの分類にズレがあることに疑問を覚えるかぎり，それは，何らかの形で，是正されなければならない。しかし，その場合，冒頭において既にふれたように，事業資産・金融資産分類を他の資産分類に変更するという方途も考え得るが，もちろん，事業資産・金融資産分類の発想が会計にとり必要であるという考え方も，あり得るであろう。もっとも，そう

＜図表３＞

（イ）斎藤学説における事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係

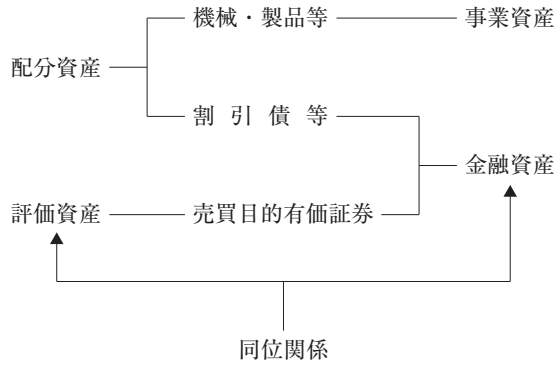

（ロ）米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係

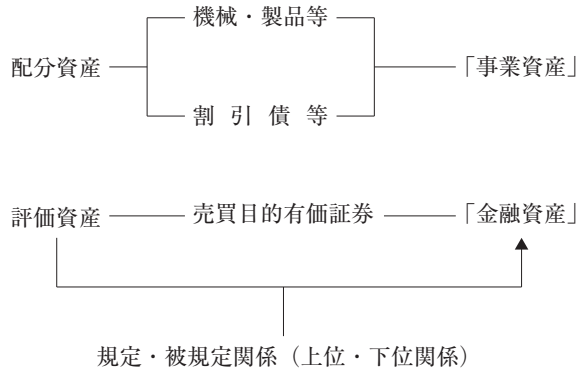

した考え方にしても，種々の道筋があり得るのかもしれないが，今日の制度的規定の説明ということを重視するとすれば，今日の制度が，一般的には，配分・評価分類によって規定されているとみなされているように思われるので，配分・評価分類をア・プリオリに妥当とみなしたうえで，事業資産・金融資産分類を，配分・評価分類にそぐうように調整することにならざるを得ないのかもしれない。ここでは，そのような調整過程を経て，米山学説の「事業資産」・「金融資産」分類が形成された，と推察しておこう。それを示したのが，図表３の（ロ）に他ならない。

そのように考えれば，米山学説における配分・評価分類と「事業資産」・「金融資産」分類との関係は，同位関係とでも言われるべき斎藤学説のそれとはまったく異なり，上位・下位関係とでも言われるべき規定・被規定の関係になるのではないだろうか[2)]。その結果として，斎藤学説にお

2）配分・評価分類と「事業資産」・「金融資産」分類との上位・下位関係という関係づけは，米山学説によって提示されたものではなく，筆者が自らの責任のもとに規定したものである。したがって，後に，詳細に検討する予定であるが，ここでも，本文と重複するが，この点に関する私見を敷衍しておこう。

米山［2003］によれば，本文で述べたように，「何を期待した投資なのか」によって，「成果の捉え方」が規定されるとみなされている。後者の「成果の捉え方」に関する分類が配分・評価分類であるが，この分類においては，割引債等（満期保有目的有価証券）は，配分に属している。前者の「何を期待した投資なの↗

ける両分類のズレが，解消されたのである。図表３の（ロ）は，正に，そうした関係を示しているが，米山学説の全体像を粗描すれば，このようなものになるのではないかと筆者は考えている。

以下では，そうした理解のもとに，米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類の内容および配分・評価分類の内容，そして「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係の３点を，それぞれ，（２）・（３）・（４）において具体的に紹介することとしたい。

（２）「事業資産」・「金融資産」分類の具体的内容

まず，米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類の具体的内容を取上げなければならないが，そこでは，①米山学説におけるその定義の概念内容の妥当性（分類枠組の有意味性），および②こうした「投資に寄せられた期待」に基づく分類の役割の２点が，問われなくてはならないであろう。

（ｉ）「事業資産」・「金融資産」の概念内容（分類枠組の有意味性）

まず①「事業資産」・「金融資産」の定義であるが，この点は，既に（１）の冒頭でふれたように，「事業資産」は，「のれんの獲得や実現を期待して行うもの」（米山［2003］２ページ）として，他方の「金融資産」は，「のれんの獲得を目指さず，もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」（米山［2003］２ページ）として定義されている。これは，斎藤学説の事業資産・金融資産の定義とは，明らかに異なっている。具体的には，米山学説では，斎藤学説のように，のれん獲得の意図の有無（のれんの存在の有無）というメルクマールだけではなく，「金融資産」については，「もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」というメルクマールが，付加されているのである。この点からすれば，「金融資産」は，時価で評価せざるを得なくなる。

しかしながら，そのために，米山学説は，体系内的にみて，ふたつの整合性の欠如が生ずるに至ったように筆者には思われるのである。すなわち，まず第１は，「金融資産」については，時価評価という評価規約を含んだそうした定義を述べる直前に，次のような主張がなされているのである（米山［2003］２ページ，傍点は笠井，また，この引用文は，次の（ⅱ）における引用文の一部

↘ か」についての分類にしても，この配分・評価分類に合わせる形で，金融資産について，「時価差額の獲得の企図」という属性を加えることによって，割引債等（満期保有目的有価証券）を金融資産から排除しつつ，「金融資産」という概念を形成したのである。そこでは，「成果の捉え方」（配分・評価分類）に合わせて，「投資に寄せられた期待」（「事業資産」・「金融資産」分類）を調整したかのようにも思われるのである。現実的には，こうした形で調整されているので，ここでは，これを，現実的調整とよんでおこう。

しかしながら，「投資に寄せられた期待」が「成果の捉え方」を規定するというそもそもの理念的主張からすれば，事業資産・金融資産分類に合わせる形で配分・評価分類を調整するべきであった（つまり，割引債等（満期保有目的有価証券）を配分資産から除外し，売買目的有価証券と同一のカテゴリーに帰属させるべきであった）ようにも思われるのである。そこで，ここでは，これを，仮に理念的調整とよんでおこう。

このように考えると，「投資に寄せられた期待」（に基づく分類）と「成果の捉え方」（に関する分類）との規定・被規定の関係については，理念的調整と現実的調整とでは，食い違い（矛盾）があるようにも思われるのである。そうであれば，米山学説ではなぜ理念的調整ではなく現実的調整の方向に向かったのか，ということが問われなければならない（説明されなければならない）。しかし，この点については，まったく言及されていない。そこで，本文では，とりあえず，米山学説が行なった現実的調整の方向を辿っておいた。

である)。

> では，そこでいう「投資に寄せられた期待」とは，具体的に何を指すのであろうか。言い換えれば，業績評価という観点から「投資に寄せられた期待」はどう分類され，それぞれがどのような測定操作と結びつくのであろうか。

この表現によれば，投資に寄せられた期待とその測定操作とは，異なった次元に属しているとみなされているようにも思われるのである。つまり，そこでは，(分別された)「投資に寄せられた期待」が，それぞれ，どのような測定操作と結び付くのか，ということが問われているのであるから，そのかぎりでは，「投資に寄せられた期待」という概念それ自体には，例えば「のれんの獲得を期待して行なうもの」といったように，測定操作は含まれるべきではない，という主張のようにも受取れないわけではない。もしそうだとすると，こうした主張と，時価という評価規約を含んだ「金融資産」の定義とに，整合性があるのであろうか。

そして第２に，「金融資産」については，このように，測定操作を含めて定義しておきながら，「事業資産」については，その定義に，そうした測定操作が含まれていないことである。分類する場合，同じメルクマールが，用いられていなければならないのではないだろうか。したがって，「金融資産」について測定操作に関するメルクマールが用いられたとするなら，「事業資産」についても，測定操作に関するメルクマールが含まれていてしかるべきであるし，さらに，そのうえで，のれん獲得の期待の有無（のれんの存在の有無）というメルクマールと，測定操作というメルクマールとの関係についても，言及すべきだったのではないだろうか。その点についての説明がないので，「事業資産」・「金融資産」概念の実相は，理解し難いと言わざるを得ないのである。

こうした整合性の欠如を考えると，「事業資産」・「金融資産」という分類枠組の有意味性にも，疑問符が付くが，それだけに，慎重な検討が必要になろう。

(ii)「事業資産」・「金融資産」分類の役割

次に，②こうした投資に寄せられた期待に基づく「事業資産」・「金融資産」分類が果たすべき役割であるが，その点については，次のように述べられている（米山［2003］２ページ，一重下線，および二重下線は，笠井)。

> 利益計算に係る現行ルールはさまざまな形で特徴づけられているが，本書で論じようとしている問題にひきつけていうなら，何を期待した投資なのかに応じて成果のとらえかたも違ってくる点が重要な特質と考えられる。期待どおりの成果が得られたかどうかを事実にてらして確かめることは，企業会計が果たすべき重要な役割のひとつといえる。そこでは，どういう成果が期待されているのかに応じて，それが具現化したかどうかを確かめるための事実も違ってくる。着目すべき事実の違いは，業績評価のありかたに影響を及ぼすこととなる。
>
> では，そこでいう「投資に寄せられた期待」とは，具体的に何を指すのであろうか。言い

換えれば，業績評価という観点から「投資に寄せられた期待」はどう分類され，それぞれがどのような測定操作と結びつくのであろうか。伝統的な理解によれば，企業が行う投資はのれんの獲得や実現を期待して行うものと，のれんの獲得を目指さず，もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うものに大別される。

要するに，投資に寄せられた期待（一重下線）によって，会計が把握する事実も，ひいては業績評価（損益計算）の在り方（二重下線部分）も，異なってくることが，主張されている。つまり，［投資に寄せられた期待 → 業績評価（損益計算）の在り方］というシェーマ（もっとも，「業績評価という観点から『投資に寄せられた期待』はどう分類され」とある点からすれば，逆の矢印も想定できるので，矛盾していることになるが，基本的には，このようなシェーマと理解してよいのではないだろうか）を想定したうえで，「事業資産」・「金融資産」分類を，そうした投資に寄せられた期待にかかわる類別として位置づけているわけである。

そうであれば，「事業資産」・「金融資産」分類は，成果の捉え方を適切に導出できるものでなくてはならないはずである。しかし，その場合，適切な成果の捉え方（適切な業績評価（損益計算）の在り方）とは，具体的にどういうことを意味しているのであろうか。その点が，米山学説では，十分に語られていないように筆者には思われるのである。しかしながら，それが明らかにならないかぎり，「事業資産」・「金融資産」分類の意義は，判然としないであろう。そこで，ここでは，現行会計に関する説明理論の構築という視点から，ひとつの考え方を提示しておこう。

今日の会計は，企業に生起した経済事象を複式簿記機構により忠実に描写しつつ，誘導法的に，損益計算書・貸借対照表を作成しなければならない。したがって，経済事象を描写するさいにも，複式記入に制約されるので，単に，資産・負債の変動を把握するだけではなく，そのさいに生ずる損益にしても，その具体的な性質（例えば，売却損益・受取利息・保有損益といった損益の具体的な性質）を明らかにしなければならない。このように，現行会計においては，量的側面から，単に適切な利益額を算出するだけではなく，質的側面から，利益の質的相違をも適切に識別できなくてはならないのである。[3)]

このように，「投資に寄せられた期待」は，説明理論としては，妥当な損益額の算出，および

3）ただし，「成果の捉え方」ということにつき，米山学説では，計算方式の限定として理解されているのかもしれない。例えば，フロー起点方式（収益費用観）なのかストック起点方式（資産負債観）なのかについて限定できればよいと考えられているのかもしれない。

しかしながら，現行会計実践に関する説明理論の構築を企図するかぎり，本文で述べたとおり，現行会計実践においては，複式簿記機構により会計処理がなされている。したがって，会計は，資産・負債の増減変化のみならず，その増減変化をもたらしたいわば原因（売却損益・保有損益等の損益の性質）までをも，仕訳で表現しなければならない。会計理論は，そうした複式簿記機構の全体を合理的に説明しなければならない，というのが筆者の考えである。そうであれば，現行会計実践では，そのように具体的な損益の性質が記録されているいじょう，説明理論たるかぎり，そのどこかで，損益の性質を説明する道筋を示しておかなければならないのではないだろうか。

そうした発想にたてば，損益の性質を規定できないとすれば，現行会計実践を合理的に説明したことにはならず，したがって，損益の性質を規定できないことそれ自体，説明理論としての会計理論の欠陥を意味するものなのである。

損益の質的相違の識別という役割を担っているべきであろう。そして，「事業資産」・「金融資産」分類が，こうした「投資に寄せられた期待」にかかわる資産分類であるとすれば，この「事業資産」・「金融資産」には，こうした損益の質的相違を識別できるかどうか，ということも問われなければならない。しかし，「事業資産」・「金融資産」という概念は，企業価値評価と密接に結び付いている，主観のれんの有無を主たるメルクマールとしているだけに，はたして，（利益の質的相違の識別などといった）こうした役割を遂行できるのであろうか。この点，米山学説では，明確に説明されていないだけに，慎重に検討されなくてはならない。

（3）配分・評価分類の具体的内容

（ⅰ）ふたつの識別基準の存在

次に，配分・評価分類を概観することにしよう。しかし，この配分・評価という分類は，一般的には，計算方式に関する分類とみなされているように思われるが，米山学説においては，実は，ふたつの定義が想定されているようである。すなわち，ひとつは，損益計算要素の数およびフローとストックとの関係にかかわっているので，計算方式の具体的内容に関する側面からの定義と言ってよいであろう。ここでは，これを，計算方式の属性面に関する定義とよぶことにする。

それに対して，配分と評価という分類の基準を，「期間損益の経験的な解釈を重視する手続」と，「ストック評価の経験的な解釈を重視する手続」との二項対立に求める定義も，存在しているようである。もっとも，この定義は，何を識別しようとしているのかが，必ずしも明らかではないが，しかし，その説明からすると，会計の計算目的にかかわっているようなので，計算方式の計算目的に関する概念なのかもしれない。そうした理解でよいのか，定かではないが，当面そのように考えておこう。そこで，ここでは，これを，計算方式の計算目的の側面に関する定義と仮称することにする[4)]。

いずれにしても，米山学説の配分・評価分類には，どうやら，このふたつの定義が併存しているようである。そして，このふたつの定義に準拠しながら，属性および計算目的に関する配分と評価との関係が，説明されているのである。そこで，この2点を，それぞれ（ⅱ）および（ⅲ）で別個に紹介することにする。

ところで，時価の導入を認めている現代会計理論では，配分というカテゴリーのみならず，評価というカテゴリーも，必要不可欠である。それに対して，原則として時価評価が認められていなかった取得原価主義会計論においては，もっぱら配分というカテゴリーしか存在せず，評価というカテゴリーが存在する余地は，なかったと言ってよいであろう。したがって，現代会計理論は，評価というカテゴリーが独立的に存在するに至った理由を説明しなければならないことになる。そこで，最後に，この点に関する米山学説の主張を（ⅳ）でふれておこう。

4）ただし，ここで言う属性の側面に関する定義と計算目的の側面に関する定義との関係については，まったく説明されていないので，不明としか言いようがない。したがって，このふたつの側面を，配分と評価という同一の用語で表現することについては，いささか違和感があるが，ここでは，その点は度外視することにする。

（ii）属性にかかわる定義を巡って

（ii－1）配分・評価概念の属性

まず配分概念および評価概念の計算方式上の属性をみてみよう。いま配分・評価分類を採用するとすれば，言うまでもなく，現行会計実践におけるすべての勘定科目は，配分・評価概念のもとに，体系的整合的に関係づけられていなければならない。現行会計実践における諸勘定科目は，計算方式の属性の視点から，本当に，そのように関係づけられている（分類されている）のであろうか。その点に関する米山学説の主張を明らかにすることが，ここでの検討課題である。そこで，ここでは，この点につき，資本設備等，割引債等（満期保有目的有価証券），そして売買目的有価証券というみっつの勘定カテゴリーを取上げて，具体的に検討することにしよう。

米山学説では，まず基本的分類として，資本設備等・割引債等（満期保有目的有価証券）と売買目的有価証券とに大別され，前者が配分資産，後者が評価資産とされるのであるが，そのうえで，次に，配分資産については，さらに，資本設備等と割引債等（満期保有目的有価証券）とに細分類されるのである。したがって，問題は，そうした分別で，その三者（資本設備・割引債・売買目的有価証券）に，計算方式に関する属性上の整合性があるのかどうかという点である。

そこで，配分資産・評価資産という基本的分類，および配分資産に関する細分類の定義的内容を取上げなければならないが，後者の配分資産に関する細分類は，次の（ii－2）で検討することとし，ここでは，前者の配分資産・評価資産という基本的分類を俎上に載せることにしよう。この基本的分類は，資産の属性に関する定義にかかわっているとみてよいであろう。そして，その属性としては，米山［2003］では，①損益計算に関する計算要素の数，および②フローとストックとの関係が取上げられている。この２点についての言及は，「投資に寄せられた期待」と「成果（損益計算）の捉え方」との関連に関する説明に引続いてなされていることからすれば，おそらく，配分・評価という分類の主たる特質とみてよいのではないだろうか。

そのことを念頭において検討することにするが，まず①損益計算要素の数については，次のように説明されている（米山［2003］３ページ，一重下線・二重下線および傍点は笠井）。

> このうち原価配分スキームとは，期中にどれだけのキャッシュフローが実現し，その獲得にどれだけのキャッシュフローを要したのかに着目した業績評価をいう。そこでは，まず実際に回収したキャッシュインフローにもとづき毎期の収益がとらえられる。続いては収益を生み出した財やサービスについて，その取得に要したキャッシュアウトフローを，収益への貢献に応じて適宜配分する手続がとられる。ここで配分されたキャッシュアウトフローをもとに毎期の費用がとらえられ，収益との対比により最終的な純損益が計算されることとなる。

以上のように，原価配分スキームについては，この段階（米山学説の原理的考え方にかかわる基本的分類について述べたこの個所）では，キャッシュインフロー(収益）とキャッシュアウトフロー（費用）というふたつの計算要素（一重下線・二重下線部分）が不可欠とみなされているわけであ

る。しかも，この収益と費用とには，成果とそのための貢献（犠牲）といった関係（傍点部分）が想定されているようである。このように，損益計算の要素として，成果と犠牲との関係にあるものとしての収益および費用の２個が必要とされているような損益計算を，ここでは，二面的損益計算形態とよぶことにする。こうした二面的損益計算形態ということが，原価配分スキームの重要なあるいは主要な属性とみなされている，という点にはくれぐれも留意すべきである。

次に，価値評価スキームであるが，このスキームについては，「何らかの属性で測った財の価値が，期中にどれだけ変動したのかに着目した業績評価をいう」（米山［2003］３ページ）とされている。この説明からするかぎり，いわゆる売買目的有価証券に関する時価差額に基づいて計上された保有利得が想起されよう。したがって，計算要素は，i 個とみなさざるを得ないように思われる。もちろん，この場合にも，時価が値下がりした場合には，保有損失が生じ得るが，この保有利得と保有損失とには，原価配分スキームにおける収益と費用とについて想定されているような成果と犠牲といった関係は，存在しない。保有利得と保有損失とは，それぞれ別個の取引から生じた別個の損益にすぎないのである。したがって，損益計算の要素としては，利得（ないし損失）の i 個しか存在しない点には，くれぐれも留意すべきである。

そこで，ここでは，価値評価スキームについては，原価配分スキームの二面的損益計算形態に対して，一面的損益計算形態とよぶことにしよう。

次に，②フローとストックとの関係であるが，その点については，次のように述べられている（米山［2003］４ページ）。

> このような価値評価のスキームは，原価配分スキームとの比較において以下のような特徴を持つ。すなわち価値評価のスキームは，まずそれぞれの財を特定の属性値で評価し，これに引き続き，期中におけるその変動分を損益とみるものといえる。いわばストックの大きさが先に決められ，これに従属する形で損益の大きさが決められる。これに対し原価配分のスキームは，まず特定期間にどれだけのキャッシュインフローとキャッシュアウトフローを配分すべきかが決められ，これに従属する形でストックの大きさが決められる。

このように，フローとストックとの関係に関しては，原価配分スキームは，フロー額の決定を起点にしているので，［フロー（費用・収益）→ ストック（資産・負債）］とでも定式化できるのに対して，ストック額の決定を起点にしている価値評価スキームは，［ストック（資産・負債）→ フロー（損益）］とでも定式化できる，ということのようである。

このフローとストックとの関係は，その実体に応じて，もっと詳しく分析されるべきであるが，それは後述するとして，ここでは，両者では起点が異なっている点に着目して，前者（原価配分スキーム）を「フロー起点方式」，後者（価値評価スキーム）を「ストック起点方式」とよんでおこう。以上を纏めれば，次のようになろう。

＜図表４＞

［配分・評価の属性の相違］

	①損益計算要素の数	②ＦとＳとの関係
配　分	収益・費用の２個 （二面的損益計算形態）	フロー起点方式 ［Ｆ→Ｓ］
評　価	利得（損失）の１個 （一面的損益計算形態）	ストック起点方式 ［Ｓ→Ｆ］

（Ｆ：フロー，Ｓ：ストック）

（ⅱ－２）配分概念の２分化

以上のように，米山学説では，図表４のような属性の相違に基づき，配分と評価とが峻別されるのであるが，そのうちの配分概念については，その後，資本設備（償却性資産）と満期保有目的の金銭債権（割引債）とに細分類されるのである。すなわち，「資本設備も金銭債権（ここでは，満期までの保有が予定されている金銭債権つまり割引債のこと…笠井注）も，原価配分スキームによって投資の成果をとらえる点では共通する」（米山［2003］28ページ）ものの，しかし，「金銭債権の保有から期待される成果は，いくつかの点で償却性資産に期待されるものとは異なる」（米山［2003］31ページ）として，その相違のひとつが次のように説明されている（米山［2003］31～32ページ，ただし，一重下線，二重下線，波線，点線，および傍点は笠井が付した）。

> 第一の違いは，問題となっている財の価値増加という形で成果が実現するのか，それとも形を変えて実現するのかという点に認められる。まず償却性資産については，製造・販売過程における利用をつうじて価値の高い商製品を生み出し，その販売対価という形で投下資金を回収することとなっている。いわば償却性資産の用役（収益獲得能力）は，その他の用役とともに商製品に転化され，その過程で価値の実現が図られる。そのため償却性資産自体は時の経過とともに価値を減じていき，最終的には廃棄物としての価値を残すだけとなる。
>
> これに対し金銭債権については，その用役を他の財に転化させることなく，それ自体の価値を高め，金銭債権そのものからより多くの資金を回収することが期待される。それゆえ金銭債権の価値は時の経過とともにむしろ増加し，最終的には契約で定められた償還額に一致することが期待される。価値が増加していくのか，それとも減少していくのかは，いうまでもなく期間配分のありかたに違いを引き起こすこととなる。

商製品に転化する経済財，およびそれ自体の価値が増加する経済財とは，それぞれ，本質的にみて，どのような経済事象なのか，という点については何ら説明されていないので，まったく不明である。したがって，両者の本質的相違は，曖昧模糊としているが，それは当面さて措いて，ここでは，こうした相違の影響を辿ることにしたい。

この引用文における「財の価値増加という形で成果が実現する」（一重下線部分）というのは，

満期保有目的の金銭債権（割引債）の償却原価法，「形を変えて実現する」（二重下線部分）というのは，資本設備（償却性資産）の取得原価法が該当しているとみてよいであろう。そして，その両者の相違としては，割引債の償却原価法では，受取利息分だけ増加してゆく（点線部分）のに対して，資本設備の取得原価法では，減価償却費分だけ価値（価格）が減少してゆく（波線部分）ことが，指摘されており，そのことが，期間配分（損益計算）の在り方の相違（傍点部分）として主張されているのではないだろうか。つまり，資本設備と割引債とは，まず定められたフロー額を起点としてストック額が算出されるという点では共通しているが，そのフロー額が，資本設備では減算されるのに対して，割引債では加算される，という相違があるということのようである。

必ずしも明確にそのように主張されているわけではないので，確かなことは分らないが，もしそのように理解してよいとしたら，どうやら，米山学説は，割引債と資本設備との相違を，図表４に掲げた配分・評価の属性のうち，②フローとストックとの関係に見出しているのかもしれない。すなわち，割引債の償却原価法についてもフロー起点方式という理解が妥当である，ということを大前提として，割引債の償却原価法と資本設備の取得原価法とには，前者ではフロー分（受取利息）だけストックが増加しているのに対して，後者では，フロー分（減価償却費）だけストックが減少している，という相違があることを導出しているようである。

しかしながら，割引債の償却原価法につきフローがストックを規定する方式であるとみなすことの妥当性に関して，米山学説は，まったく論証していない。もっとも，一般的には，「割引債の期首ストック額（Sa）に利子率（r）を掛けることによって，まず当期利息額（Sa×r）が定まり，次いで，この利息額を期首ストック額に加算することによって，期末ストック額（Se）が算出される」と理解されているようである。したがって，割引債の償却原価法は，フロー起点方式に属していることになるが，米山学説も，そうした見方を踏襲しているのかもしれない。

しかしながら，そのフロー額（Sa × r）の決定にさいしては，それ以前に，Sa というストック額が定まっていなければならない，ということに留意すべきである。つまり，フロー額が定まる前に，ストック額が定まっていなければならない，というようにも理解できるのである。この点を数式的に言えば，次のようになろう。すなわち，［Sa × r + Sa = Se］という数式を変形すれば，［Sa × r = Se − Sa］となるが，受取利息の額については，フロー額（Sa × r）としても，ストック差額（Se − Sa）としても算出できるのである。したがって，そのかぎりでは，フロー起点方式とも，ストック起点方式とも言えるわけであり，この段階では，償却原価法をフロー起点方式と断定する一般的見方が理論的に妥当であるとまでは，言い切れないのである。より詳細な論証が必要であり，それまでは，不明ということになろう。

以上を纏めれば，図表５のようになろう。

配分・評価分類を，フローとストックとの関係よりみた場合，配分概念を２分化した段階では，もし割引債がフロー起点方式でないとすると，配分概念については，その上位概念と下位概念との間で整合性が欠如してしまうので，配分概念（したがって，配分・評価分類）は，理論的に成立

＜図表５＞

②「フローとストックとの関係」からする配分・評価分類とその下位区分との関係

基本的分類での概念規定	配分概念２分化後の概念規定
配分：フロー起点方式	資本設備：フロー起点方式 割 引 債：不明
評価：ストック起点方式	投機目的有価証券：ストック起点方式

しなくなってしまう。つまり，割引債の計算方式（フロー起点方式かストック起点方式か）がはっきりするまでは，配分概念（したがって，配分・評価分類）が成立するかどうかは，定かではないのである。したがって，この段階では，米山学説の説明に合理性があるとまでは断定できないはずで，この点についての慎重な検討が必要になろう。

ただし，米山学説では，配分・評価の属性としては，図表４に示したように，②フローとストックとの関係の相違のみならず，①損益計算要素の数の相違という点も，指摘されている。そこで，①損益計算要素の数という属性にも着目して，この論点を考えることにしよう。[5)] この側面からすると，資本設備に関しては，明らかに，（資本設備の価値が移転したものとしての）製品の引渡しという費用と，対価の受取りという収益とのふたつがあり，しかも，その両者には，費用という犠牲により収益という成果が得られたという対応関係が認められるのである。それに対して，割引債については，その償却原価法によれば，期末に，［割引債××，受取利息××］という仕訳がなされるにすぎない。したがって，損益計算要素は，会計的には，受取利息の１個しか存在しないと言わざるを得ない。受取利息が収益であると言うのなら，会計的には，それと対応関係にあるものとしての費用が存在しなければならないはずなのであるが，割引債に関して，費用要素など，想定できるのであろうか。

もっとも，用語法だけをみれば，米山学説は，「受取利息」という表現はまったく使っておらず，一貫して，「利息収益」という用語を用いている。その点からすれば，割引債についても，「利息費用」なるものがあり，利息についても，収益と費用というふたつの計算要素が存在する，という主張なのであろうか。しかし，そのことの妥当性を，米山学説は論証していない。

そのかぎりでは，この段階では，割引債の損益計算要素の数についても，その妥当性は，不明

5）米山学説は，図表４に示したように，配分資産および評価資産の属性として，②フローとストックとの関係のみならず，①損益計算要素の数の相違も指摘しているいじょう，損益計算要素の数という視点からする資本設備と割引債との関係についても，言及すべきだったのではないだろうか。

もっとも，米山学説の立場では，損益計算要素の数という視点からは，資本設備と割引債とには，二面的損益計算形態という共通性だけが存在し，異なる点は，格別に見当たらなかったので，取上げなかったのかもしれない。たしかに，資本設備と割引債とについて，①損益計算要素の数の視点からは二面的損益計算形態という共通点が，いわばア・プリオリに提示されてしまえば，そのような結論になってしまうのかもしれない。しかし，問題は，そうした共通点は，けっして論証されているわけではない，という点である。具体的に言えば，割引債が二面的損益計算形態たり得るか，ということである。したがって，以下では，そうした問題意識のもとに，検討することとしたい。

＜図表６＞

①「損益計算要素の数」からする配分・評価分類とその下位区分との関係

基本的分類での概念規定	配分概念２分化後の概念規定
配分：収益・費用の２個	資本設備：収益・費用の２個 割 引 債：不明
評価：利得（損失）の１個	売買目的有価証券：利得(損失)の１個

としか言いようがないのではないだろうか。したがって，配分概念（ひいては，配分・評価分類）の成否は，割引債の損益計算要素の数に関する議論の帰趨にも依存していることになる。それだけに，この点に関しても，慎重な検討が，必要になろう。

以上を纏めれば，図表６のようになろう。

以上のように考えれば，米山学説において，配分概念とその下位区分（のうちの割引債）との関係は，①損益計算要素の数の点からも，②フローとストックとの関係の点からも，必ずしも整合的に説明されているわけではない。したがって，配分・評価分類の成否について問題なしとしないと言ってよく，慎重な検討が待たれるわけである。

参 考 文 献

笠井［2005］：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
笠井［2010a］：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
笠井［2010b］：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
笠井［2011a］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金（１）――」『三田商学研究』第54巻第２号
笠井［2011b］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金（２）――」『三田商学研究』第54巻第４号
笠井［2012］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務（１）――」『三田商学研究』第55巻第５号
笠井［2013a］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務（２）――」『三田商学研究』第55巻第６号
笠井［2013b］：笠井昭次稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第３号
笠井［2013c］：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（１）――測定規約の統一性を求めて――」『三田商学研究』第56巻第４号
笠井［2013d］：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（２）――測定規約の統一性を求めて――」『三田商学研究』第56巻第５号
笠井［2018］：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――意思決定有用性学説（１）――」『三田商学研究』第61巻第５号
笠井［2019］：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――斎藤学説（４）――」『三田商学研究』第62巻第５号
笠井［2020］：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――斎藤学説（５）――」『三田商学研究』第62巻第６号
斎藤［1999］：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
米山［2003］：米山正樹著『減損会計――配分と評価――（増補版）』森山書店